

合一所

右所者、泰秀子なき間、舍弟六郎を養子として、吉良殿よりの御下知之狀相副て、永代讓上せ不可有他妨者也、仍爲後日之狀如件、

貞和二年五月十八日

源泰秀判略○中

讓渡佐渡國長江村一圓事

右當所者、有直拜領相傳のじよだいなりしかるを子息本間山城彌二郎季有ねゑいたをかぎりて、ゆづりあたうる物者またくたのさまたげ有べからず候、仍ゆづりわたす狀如件、

貞治五年三月十日

有直判

〔佐渡志官見〕本間源八郎子共に讓渡竹井保事、子共おさなく候はんほどは、後家尼御前もちて、公方の御公事等を沙汰し、子どもをもすごさるべく候、仍爲後日讓之狀如件、

興國元年七月七日

沙彌道昭判略○中

ゆづりわたす所領の事、ゆづりわたすさどのかまやのほう三分二ふなしるのほうのうち、上村なかへのむら子息本間の山城の彌二郎ニゆづりわたすところじちなりたのさまたげあるべからず候、仍爲後日、ゆづり狀如件、

貞治五年六月十八日

源有直判

任此狀、領掌不可有相違之狀如件、

貞治五年十二月廿八日略○中

判

下、本間加賀次郎兵衛尉直泰、可令早領知佐渡國ニ宮浦保、寺田半分、新宮保、西方三分貳、久知郷

保